

別紙

**平成 29 年度 障害福祉サービス等事業所説明会資料
(平成 30 年度以降の国保連請求について)**

平成 30 年 3 月 22 日 (木)

大分市福祉保健部障害福祉課

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

1. 改正法を受けた検討状況について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法が成立したことを受け、国民健康保険中央会では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、平成28年5月より12月にかけて計6回にわたり、障害福祉サービス等に係る給付費等の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けた対応について議論を行い報告書を取りまとめ、新たな審査支払事務において「対応1 請求時の機能強化」、「対応2 一次審査等の実施」、「対応3 一次審査結果資料等の作成」、「対応4 台帳情報整備の改善」、「対応5 自治体職員等への研修」の5つの対応が必要とされた。

2. 審査支払事務の見直し（国保連合会における一次審査と市町村等における二次審査）

- 新たな審査支払事務で、国保連合会は、「一次審査」を行う。「一次審査」では障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳と照らし合わせ、問題ないと判定された請求情報は正常とする。また、これまで事務点検で「警告」とされていたもののうち、事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや、報酬算定ルールに則していないものについては「エラー（返戻）」とする（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）等、不適切な請求については「エラー（返戻）」とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものや複数事業所が関係する利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合など、市町村等において特に確認が必要なものについて「警告（重度）」として「警告」と区分する。
国保連合会は、これまで事務点検では実施しておらず、市町村等が審査していた「同一日・同一時間帯におけるサービスの重複利用がないことの確認」、「同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容の確認」等のチェックを行う等、審査内容の拡充を行う。
- 市町村等は、「一次審査」で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするかの判断等を行う。これを「二次審査」という。
- 国保連合会は、市町村等における「二次審査」が効率的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをわかりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する。
- 市町村等は、国保連合会から提供される一次審査結果資料を基に適正な「二次審査」を実施する必要がある。

(1) 請求時の機能強化

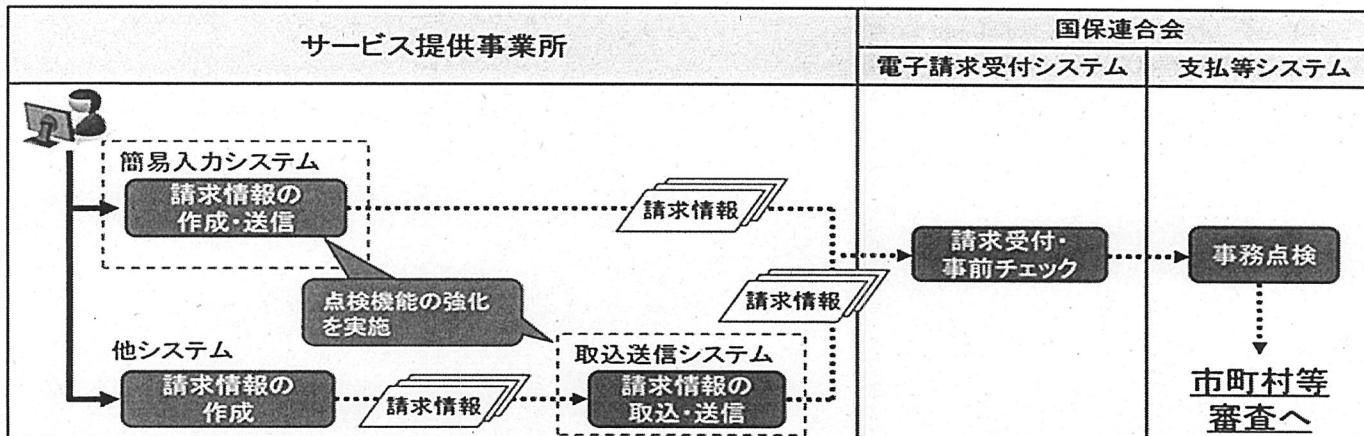
簡易入力システムにおいて、請求時における点検項目の追加が予定されています。内容については以下の通りです。

① 請求時の点検機能の強化

国保連合会の一次審査で発生する警告やエラーを未然に防止するため、サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムについて、点検機能を強化する。

- ・請求情報の入力画面での点検や請求情報作成時の点検を追加する。
- ・入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能の対応範囲を拡充する。
- ・国保連合会のシステムで新たに追加するチェックについて、対応可能な範囲で点検強化を行う。
- ・取込送信システムについて、単位数表マスタとの突合チェックに係る点検機能を強化する。

(表1) 国保連合会への請求のイメージ



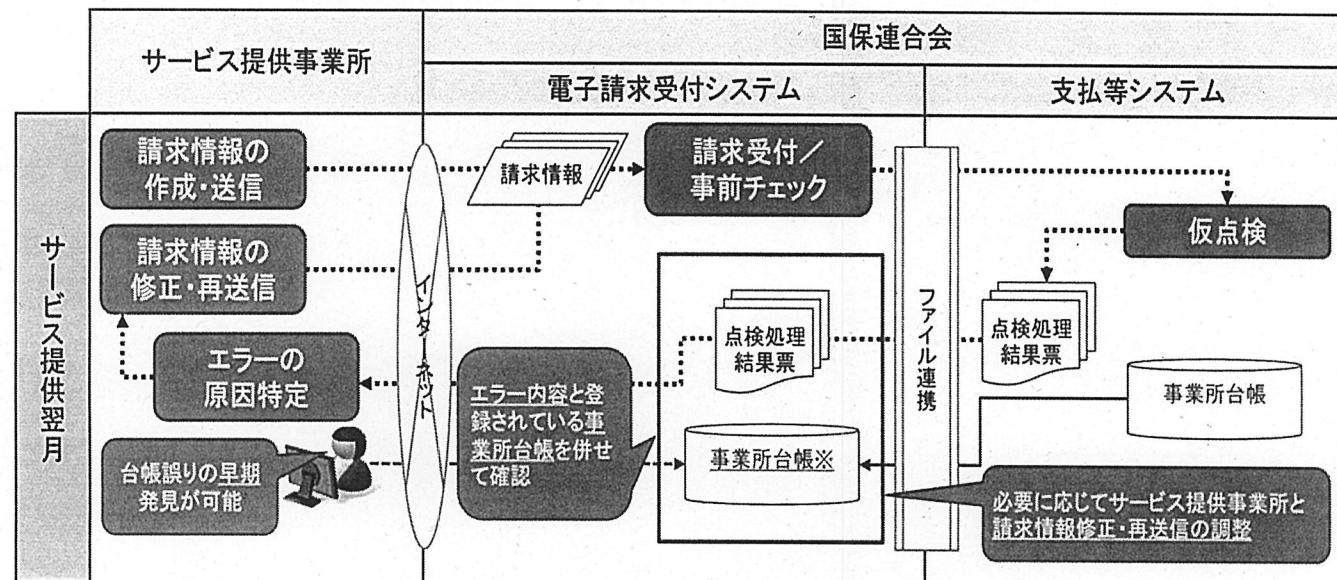
② 事業所台帳情報参照機能の追加

サービス提供事業所が届出の内容を確認した上で請求情報を作成し、また返戻となった請求情報に対する警告やエラー原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるようにする。

- ・事業所の基本情報及びサービス情報を参照できる画面を追加し、サービス提供事業所より国保連合会に登録されている自事業所分の事業所台帳情報を参照可能とする。

なお、事業所は代理人へ請求業務を委任することが可能であり、その際、代理人は事業所から委任された請求業務について、国保連合会へ代理人申請を行うこととされている。

(表2) 事業所台帳参照機能の概要



(2) 一次審査等の実施

国保連合会における一次審査（機械的審査）実施に向けた取り組みとしては、以下の対応を行います。

① 一次審査（機械的審査）の実施

(表3) 一次審査に向けた対応方針（抜粋）

警告	警告からエラーに移行	事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、警告からエラーに移行する。
	チェック要件等の見直し	現在行っている事務点検について、よりきめ細かくチェックできるようチェック要件を細分化する等、チェック内容の見直しを行う。
	警告区分の追加	機械的に判断がつかないものについては、引き続き警告のままとする。 ただし、市町村等での審査を効率的に実施するため、返戻割合が高いもの等、市町村において特に確認が必要となる警告を「警告（重度）」として区別する。
正常	新たなチェックの追加	<ul style="list-style-type: none">・一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。・新たなチェックの追加 → ② <u>点検内容の拡充へ</u>
エラー	(査定の導入)	<ul style="list-style-type: none">・各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものについては、国保連合会の審査による返戻として処理する。・査定を導入するにあたっては、決定支給量のあり方を明確にして、市町村等における運用の統一化を図る等の諸課題について検討する必要がある。

② 点検内容の拡充

現在、国保連合会の事務点検で実施できていないチェックのうち、機械的にチェック可能なものについて、チェック内容を拡充します。チェック内容の拡充にあたって、まずは基本的に単月でチェックできるものを拡充対象とし、複数月に跨った算定要件に関するもの、運用の見直し、または制度改正等が必要なものについては、今後、段階的に拡充していくことを検討します。

(表4) 点検の拡充内容

チェック項目	チェック内容	対応方針	インターフェースの変更あり	対応予定期間
①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。		平成30年4月
②請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化	請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。 (請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等)	<通所系サービス> 請求情報間での不整合のためエラーとする。 <入所系サービス> 警告(重度)とする。 ※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。		平成30年4月
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年4月
④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年4月
⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を伝送にて受信できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、警告(重度)とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまい、影響が大きいと想定されたため。	●	平成30年度下期以降
⑥計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インターフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告(重度)とする。	●	平成30年度下期以降
⑦受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲の見直し	月途中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。	インターフェースの見直しを含め受給者台帳(支給決定情報)の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。	●	平成30年度下期以降
⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インターフェースの見直し(項目追加等)を行い、各種加算(送迎加算、事業所内相談支援加算等)の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。	●	平成30年度下期以降

平成30年4月～

平成30年下期以降

(3) 一次審査におけるチェックの拡充・強化に向けた対応スケジュール

一次審査におけるチェックの拡充・強化等については、以下のとおり段階的に対応を行います。

- ・チェック要件等の見直し、新たなチェックの追加、「警告（重度）」の追加
→ 平成30年5月請求時（平成30年4月提供分）から段階的に移行する。
- ・「警告」から「エラー」への移行
→ 平成30年5月請求時（平成30年4月提供分）から平成30年10月請求時（平成30年9月提供分）までは事業所への周知期間（★警告（エラー移行対象））となり、平成30年11月請求時（平成30年10月提供分）から段階的にエラーへ移行する。

(表5) 対応スケジュール

No	時期	対応内容	平成30年度				平成31年度			
			上期		下期		上期		下期	
1	第一段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加 「警告（重度）」の追加	4月(予定)							※:警告 ★:警告(エラー移行対象)
2		「警告」から「エラー」への 移行		事業所への周知	10月(予定)				エラー	
3	第二段階	チェック要件等の見直し 新たなチェックの追加 「警告（重度）」の追加			10月(予定)				10月(予定)	
4		「警告」から「エラー」への 移行		各種台帳情報の整備		事業所への周知		10月(予定)	エラー	
			警告(※)		警告(★)					

帳票のレイアウト

(ID:R11002) 障害者総合支援		一 次 審 査 处 理 結 果 票		平成30年 6月受付分		平成30年 6月10日 1頁 ○○○国民健康保険団体連合会	
到達番号	201806100000000000	入力ファイル名	20180610000.csv	エラー・警告件数	障害福祉サービス費	3件	
事業所番号	1310000011	事業所名	事業所A				
種別※1 / コード							
明	PP04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えていります	サービス 種別コード	市町村番号	情報1 / サービス種類※3 / レコード	項目名称1	項目値1
明	PP14	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えていります	受給者証番号	情報2 / サービス種類※3 / レコード	項目名称2	項目値2	
明	PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	請求明細書	22 明細	決定サービスコード	221000	生活介護基本決定
平成30年 4月	131016	請求明細書	22				
平成30年 4月	1300000200						
明	PP14	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えていります	請求明細書	22 明細	決定サービスコード	221000	生活介護基本決定
平成30年 4月	131016	請求明細書	22 集計	サービス種類コード	22		
平成30年 4月	1300000200						
3. 見出しの変更							
4. 様式名称の出力							
5. サービス種類コード等の追加							
6. 補足の追加							
7. 出力項目の情報の追加							
8. 明細の出力順変更							
9. レコード種別名称による並び順変更							
10. 1ページに表示する明細行数の変更							
11. 改ページ単位の変更							
※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票							
※2 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」							
※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。							
※：警告 ▲：警告（重度） ★：警告（エラー移行対象） 記号なし：エラー							

(4) 事業者向け研修

請求時のミスを減らし、一次審査での警告やエラーの発生を未然に防止するため、事業者向けの研修は以下のように段階的に推進する予定です。

なお、正しい請求情報を作成するためのポイントをまとめたパンフレットについては国保連中央会が電子請求受付システム等で平成30年3月下旬に公開する予定です。(※第二段階、第三段階の対応内容については、今後の検討とします。)

(表6) 研修内容予定

段階	概要	内容	備考
第一段階	パンフレット(小冊子)の作成・配布	エラーの発生状況を踏まえ、正しい請求情報を作成するためのポイントをまとめた小冊子を作成し、自治体や国保連合会が実施する事業者説明会で活用する。	・事業者説明会の開催が予定されていない地域を考慮し、ホームページ等でも資料を公開。 ・詳細は、「6-5. 国保連合会における一次審査の円滑な実施に向けた対応について」を参照。
第二段階	研修テキストの整備	障害者総合支援制度や給付費請求事務の解説など、事業者研修に必要なテキストを整備する。	請求情報の作成手順や誤りが多い事例からの注意点など、サービスの分類(訪問系／日中活動系／入所系／相談支援系など)ごとの請求情報の作成を解説したテキストを整備。
第三段階	eラーニングの実施	研修テキストに沿って、請求情報作成のポイントや請求誤りの事例をmajieながらeラーニングを実施する。	eラーニングの対象とする事業所は、新規開設の事業所を優先し、順次対象を拡大。

(表7) サービス提供事業所向けパンフレットの構成

No	事項	内容
1	受給者証の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・月次での受給者証の確認(記載内容が更新・変更されている場合がある) ・受給者証番号の確認 (18歳到達により受給者証が変更されているにもかかわらず、以前の受給者証番号で請求される例がある) ・支給決定のサービス種類、支給量、有効期間の確認 (契約支給量やサービス提供量の総量が決定支給量を超えた請求がある、また有効期間を過ぎた例もみられる)
2	介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出との整合性について	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出 ・届出事項との不一致など、よく見られる請求誤り ・事業所台帳情報の参照方法
3	利用者負担上限額管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担上限額管理の必要性と対象者 ・利用者負担上限額管理者の決定と確認 ・利用者負担上限額管理に関してよく見られる請求誤りと注意点
4	決定支給量について	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供量(明細情報)と決定支給量の比較・確認 ・複数事業所が同一サービスを提供している場合における、契約情報(契約支給量)の確認(受給者証への記載) ・支給量超過の請求例
5	過誤申立について	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤処理の概要(過誤申立を行うケース) ・過誤申立の方法 (支払済みの請求を取り下げないまま、再請求すると重複エラーとなり返戻される) ・過誤調整による実績の取下げと再請求のタイミング
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他よく見られる請求誤りの例と請求情報作成の注意点

○ 第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコードは、以下のとおり。

研究会報告書の提言を受け、エラーコードのメッセージについても見直しを行うため、一覧上は現行のメッセージと見直し後のメッセージを併記している。(チェック要件を細分化した新規エラーコードの「メッセージ(現行)」列には、細分化前のエラーコードのメッセージを記載)

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
1	EE31	※受付:明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	★受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE34	※受付:利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えています
3	EE35	※受付:モニタリング日が記載されていません	★受付:モニタリング日が設定されていません
4	EF21	※受付:集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	★受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EJ28	※受付:上限額管理事業所の項目が1になっています	★受付:上限額管理結果票の項目1以外に上限額管理事業所(相談支援事業所以外)が設定されています
6	EJ29	※受付:日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	★受付:請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計が「サービス開始日等・利用日数」を超えています
7	EL03	※受付:サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
8	EL04	※受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	★受付:請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
9	EL05	※受付:契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
10	EL06	※受付:契約終了年月日がサービス提供年月より以前です	★受付:請求明細書の「契約終了年月日」に「サービス提供年月」以前の年月が設定されています
11	EL07	※受付:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています
12	EL09	※受付:モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	★受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
13	EL10	※受付:当月の利用日数が当該月の日数を超えてます	★受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超えてます
14	EL11	※受付:利用日数が実日数を超えてます	★受付:請求明細書の「利用日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えてます
15	EL12	※受付:日数合計が当該月の日数を超えてます	★受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超えてます

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
16	EL19	※受付: 利用日数特例の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	★受付: 請求明細書の利用日数管理票の「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
17	EL20	※受付: 入所中算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付: 地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以降の日付となっています
18	EL21	※受付: 入所中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付: 地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」が「サービス提供年月」と一致していません
19	EL22	※受付: 地域移行加算の退所後算定日が正しい日付ではありません	★受付: 地域移行加算の「退所後算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以前、または30日を超えた日付となっています
20	EL23	※受付: 入院日数が当該月の日数を超えていいます	★受付: 「入院日数」が当該月の日数を超えていいます
21	EL24	※受付: 外泊日数が当該月の日数を超えていいます	★受付: 「外泊日数」が当該月の日数を超えていいます
22	EL54	※受付: 退所日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付: 実績記録票の「退所日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
23	EL56	※受付: サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	★受付: 請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
24	EL57	※受付: 明細の日付が利用開始日より前日付です	★受付: 実績記録票の「日付」が「利用開始日(年月日)」以前の請求は受付できません
25	EL58	※受付: 退所後算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付: 実績記録票の「退所後算定日(年月日)」が設定されている場合、「退所日(年月日)」の設定が必要です
26	EL72	※受付: 自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	★受付: 実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
27	EL73	※受付: 入居中算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付: 実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」が「退居日」を過ぎています
28	EL74	※受付: 入居中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付: 実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
29	EL75	※受付: 退居日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付: 実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
30	EL76	※受付: 退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付: 実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
31	PA30	※受付: 生活訓練利用期間に応じた請求でありません	★受付: 生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
32	PA33	※受付: 移動介護加算の算定可能回数を超えていいます	★受付: 移動介護加算の「回数」を合計した回数が当該月の日数を超えていいます
33	PA60	※受付: 初期加算のサービス開始年月日が不正です	★受付: 初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です
34	PA61	※受付: 入所時特別支援加算のサービス開始年月日が不正です	★受付: 入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です
35	PA72	※受付: 初回加算がサービス開始年月以外で算定されています	★受付: 初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
36	PA81	※受付:短期利用加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:短期利用加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその翌月であることが必要です
37	PB57	※受付:福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です
38	PB58	※受付:行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月であることが必要です
39	PB61	※受付:緊急短期入所受入加算について開始年月以外の請求です	★受付:緊急短期入所受入加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です
40	PB77 (PB48)	※受付:送迎加算の算定要件が一致しません	★受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算(I)及び送迎加算(II)は算定できません
41	PJ64	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	★受付:有期有目的(91~181日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91~180日の年月であることが必要です
42	PJ65	※受付:有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
43	PJ66	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	★受付:有期有目的(最初の90日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から90日目の年月以前であることが必要です
44	PJ67	※受付:有期・有目的期間(180日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(91日目から181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えていません
45	PJ68	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	★受付:有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です
46	PJ69	※受付:有期・有目的期間(181日以上)の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的(181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超えていません
47	PJ78	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	★受付:有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です
48	PP10	※支給量:合計算定日数(日)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」と一致していません
49	PP13	※支給量:家庭連携加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」と一致していません
50	PP16	※支給量:実費算定額が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」と一致していません
51	PP17	※支給量:地域移行加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の算定回数と一致していません
52	PP18	※支給量:訪問支援特別加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
53	PP22	※支給量:食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
54	PP23	※支給量:入院時支援特別加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
55	PP24	※支給量:帰宅時支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」と一致していません
56	PP25	※支給量:自立生活支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の算定回数と一致していません
57	PP26	※支給量:夜間支援体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の夜間支援体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援体制加算の算定回数と一致していません
58	PP28	※支給量:初期加算の日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
59	PP30	※支給量:通所型(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」と一致していません
60	PP31	※支給量:自活訓練加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算(回)」と一致していません
61	PP32	※支給量:入所時特別支援加算日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
62	PP34	※支給量:訪問型1時間未満(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」と一致していません
63	PP35	※支給量:訪問型1時間以上(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」と一致していません
64	PP36	※支給量:重度包括支援の単位数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:重度包括支援の単位数が実績記録票と請求明細書で一致していません
65	PP38	※支給量:日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません
66	PP39	※支給量:移動介護分の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません
67	PP41	※支給量:明細書の入院・外泊時加算回数が実績記録票を超過	★支給量:請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません
68	PP46	※支給量:欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません
69	PP48	※支給量:合計算定回数計が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません
70	PP51	※支給量:特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	★支給量:請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額(10,000円)を超えてています

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
71	PP55	※支給量:集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	★支給量:地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」が6日以上であることが必要です
72	PP56	※支給量:退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日(年月日)」の設定が必要です
73	PP57	※支給量:緊急時支援の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量:請求明細書の緊急時支援の「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援の算定回数の合計と一致していません
74	PP59	※支給量:合計算定日数(日)が正しく設定されていません	★支給量:請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
75	PP61	※支給量:授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量:請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません
76	PP62	※支給量:休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量:請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません
77	PP63	※支給量:移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません
78	PP64	※支給量:移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と異なります
79	PP65	※支給量:夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません
80	PP68	※支給量:共同生活援助の様式18-1がありません	★支給量:共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)がありません
81	PP69	※支給量:受託居宅介護サービスの提供日が様式18-1にありません	★支給量:受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)にありません
82	PS28	※受付:開始時間が不正または形式に誤りがあります	★受付:実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
83	PS33	※受付:終了時間が不正または形式に誤りがあります	★受付:実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
84	PS39	※受付:食費の単価が正しく設定されていません	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です
85	PS40	※受付:光熱水費の単価が正しく設定されていません	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要です
86	PS47	※受付:各小計 食事の小計値が明細合計と一致しません	★受付:実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
87	PS48	※受付:各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	★受付:実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
88	PS49	※受付:実費合計額(円)の計算値が不正です	★受付:実績記録票の「実費合計額(円)」が「各小計 食事(円)」と「各小計 光熱水費(円)」を合計した値と一致していません
89	PS51	※受付:入所時特別支援加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
90	PS56	※受付:初期加算・30日目(年月日)の日付が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
91	PS64	※受付:施設外支援 累計が180日を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日／180日)」が180日を超えてます
92	PS66	※受付:訪問型 1時間未満(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
93	PS67	※受付:訪問型 1時間以上(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
94	PS75	※受付:重度包括・実績単位数が重度包括・支給決定量超過	★受付:実績記録票の重度包括の「実績単位数(単位)」が重度包括の「支給決定量(単位)」を超えてます
95	PS79	※受付:その他サービス合計時間数が明細情報合計と不一致	★受付:「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
96	PS83	※受付:重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	★受付:実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません
97	PS88	※受付:帰宅時支援加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
98	PS90	※受付:家庭連携加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
99	PS94	※受付:初期加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
100	PS99	※受付:入所時特別支援加算・30日目の日付が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
101	PT26	※受付:入院時支援特別加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
102	PT27	※受付:訪問支援特別加算が算定可能回数を超えてます	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えてます
103	PT31	※受付:重度包括・適用単価が算定値と一致しません	★受付:実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
104	PT38	※受付:入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	★受付:入院時以外に、実績記録票の「入院時支援特別加算(サービス提供回数)」が設定されています
105	PT47	※受付:訪問支援特別加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
106	PT55	※受付:補足給付適用の有無と補足給付額の関係が不適切です	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円／日)」の設定が必要です
107	PT61	※受付:家庭連携加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の「家庭連携加算(算定時間数)」と「家庭連携加算(提供時間数)」の関係が不正です
108	PT64	※受付:地域移行加算の日付が入所中・退所後算定日と不一致	★受付:地域移行加算が算定されている日付が地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」、または「退所後算定日(年月日)」と一致していません
109	PT80	※受付:欠席時対応加算が算定可能回数を超えてます	★受付:「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超えてます
110	PU04	※受付:体験利用加算が算定可能回数を超えてます	★受付:体験利用加算が算定可能回数を超えてます

No	エラー コード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
111	PU05	※受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えてます	★受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えてます
112	PU08	※受付:送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
113	PU09	※受付:送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
114	PU36	※受付:自立生活支援加算の日付が入居中・退居後算定日と不一致	★受付:自立生活支援加算を算定する場合、実績記録票の「日付」が「入所中算定日」、または「退所後算定日」と一致することが必要です
115	PU37	※受付:重度包括・共同生活援助合計日数が明細情報合計と不一致	★受付:重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません
116	PU48 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
117	PU50 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
118	PU52 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
119	PU54 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています
120	PU55 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
121	PU57 (PT30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えてます
122	PU58 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています